

検討会議と検討委員



1 検討会議

練馬区民環境行動方針検討会議は、練馬区の呼びかけに応募した区民・事業者全員を検討委員として結成されました。（区の名簿に登録。区長による委嘱の形態はとっていません。）

この組織形態は、後述の「練馬区民環境行動方針策定検討準備会」での提案をもとに、決められたものです。

(1)分科会

検討会議結成後、検討会議自身で論議して、環境の分野ごとに5つの「分科会」に分かれて検討を進めることを決めました。検討委員は、ひとり1分科会に所属することとしました。5分科会の名称と検討内容は、次のとおりです。

分科会と主な検討内容

分科会名称	主 な 検 討 内 容
自然環境分科会	緑・水・土などの練馬区の自然環境の保全と育成のための区民・事業者の行動のあり方とプロジェクト案
まち環境分科会	交通、景観、美化など、練馬区のまちの環境に関する区民・事業者の行動のあり方とプロジェクト案
ごみ資源分科会	ごみの減量やリサイクルの推進などのための区民・事業者の行動のあり方とプロジェクト案
エネルギー分科会	地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和のための区民・事業者の行動のあり方とプロジェクト案
有害物質分科会	大気・水・土壌そしてくらしの中の有害物質の削減のための区民・事業者の行動のあり方とプロジェクト案

各分科会には、4～5名の世話人を置き、その世話人が分科会の運営とまとめを担当しました。

(2)調整会議

各分科会の世話人からなる「調整会議」を設置しました。調整会議の役割は、検討会議全体の運営、各分科会の検討の調整、共通事項の検討などです。

(3)全体会

検討会議全体の検討方針を決め、また各分科会の検討結果の報告を委員全員で討議し確認するため、大きな節目ごとに「全体会」を開催しました。全体会は検討委員全員が参加するものです。

(4)ワーキングチーム

ア)学習会企画ワーキングチーム

検討を進めるにあたり、委員自身が練馬区の環境や地球環境の現状や課題について、基礎的な勉強をし、認識の共通化を図るため、学習会（勉強会・講演会・見学会・意見交換会）を自主企画し実施しました。この学習会の企画・運営を担当する組織として「学習会企画ワーキングチーム」を結成しました。このワーキングチームには、検討委員の中から41名の希望者が参加しました。

なお、学習会企画ワーキングチームは、基礎的な学習会を終了した2002年度末までで解散し、以降はその機能を調整会議に引き継ぎました。

イ)情報発信企画ワーキングチーム

区民環境行動方針の検討は、検討会議だけで進めるものではありません。

節目節目で、検討会議の検討状況の報告や、検討の中で出会った様々な環境活動の紹介などを、情報紙「もっと！青い空」やインターネットホームページを使って積極的に行い、広く意見や感想を求めました。これにより、多くの区民・事業者が参加する方針づくりを目指しました。

この情報発信を担当する組織として「情報発信企画ワーキングチーム」を結成しました。このワーキングチームには、検討委員の中から9名の希望者が参加しています。

(5)たたき台起草委員会

各分科会から出された検討結果の報告をまとめ、『練馬区民環境行動方針（たたき台）』を作成するため、「たたき台起草委員会」を2004(平成16)年2月に結成しました。

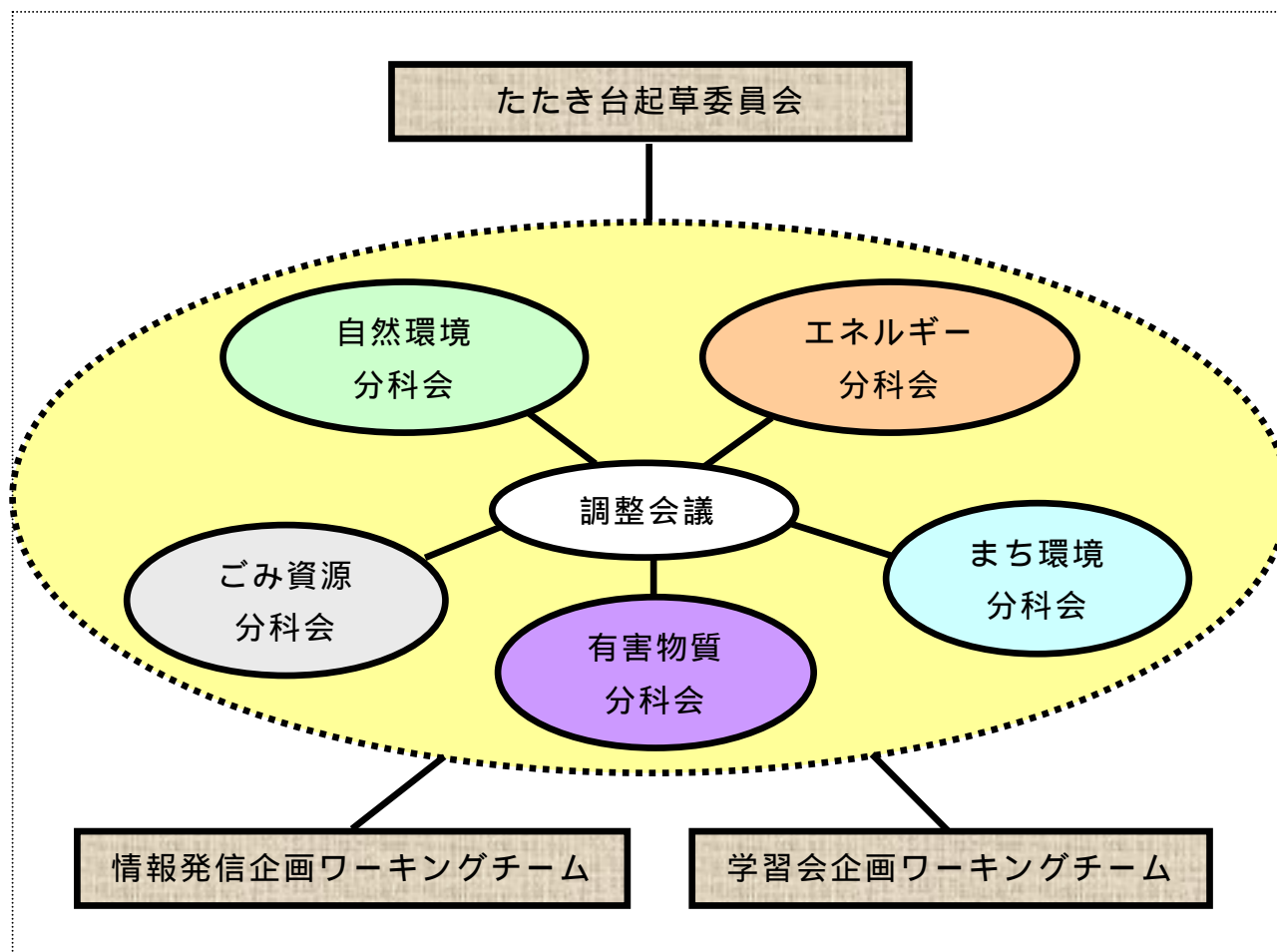
起草委員会は、各分科会2名、調整会議の代表1名およびイラスト担当2名の計13名からなっています。

(6)区民環境行動方針概要版企画会議

区民環境行動方針の普及を図るための概要版（ダイジェスト版）の企画

立案のため、各分科会の委員が参加して、企画会議を設置しました。

検討会議の組織



2 検討委員

途中で辞退した委員を含む。

自然環境分科会 25名

赤塚 茂夫	塚越 昭治
磯部 和久	中西 久二
上原 勝直	中村 妙子
尾身 肇	西野 雅子
梶原 弘巳	長谷川 勇
北川 乃貫	長谷川 玲子
北村 嘉男	濱田 益水
熊谷 光恭	原 京子
齋田 豊	松岡 直子
済藤 哲仁	真野 信裕
佐藤 英雄	見留 真紀
佐藤 祐二	横山 義弘
庄司 義雄	

世話人

エネルギー分科会 23名

井口 祥文	鈴木 康之
市川 恵子	高橋 進
伊東 一夫	富岡 利雄
井上 郁子	鳥居 とく
岡崎 志乃	永井 健太
勝又 茂	新田 久雄
金子 澄子	斐 碩喜 *
黒木 美衣	本間 修市
木暮 徹	松浦 敦子
四家 智	安岡 啓周
新藤 絹代	安田 裕一
鈴木 啓之	

世話人 *世話人辞退

ごみ資源分科会 17名

浅見 克美	鈴木 正邦
五十嵐 和代	竹岡 麻里
上田 雅弘	土井 雅之
緒方 君子	戸田 了達
鎌倉 朋子	半谷 美野子
吉良 タツ子	本間 孝嗣
郷野 恭子	丸田 良子
小嶋 良子	横山 茂子
清水 優	

世話人 世話人代理

まち環境分科会 13名

岩田 正二	中村 浩子
加藤 眞一	平田 稔
佐藤 勝彦	藤本 熙
竹谷 恭子	前原 尚生
谷口 紀昭	南 八枝子
塚越 泰郎	横田 胤篤
富田 杏二	

世話人

有害物質分科会 8名

安藤 政弘
石澤 春美
大島 いずみ
小川 和子
神山 啓子
近藤 滋
田村 穰
堀 丈夫

世話人

調整会議 23名

安藤 政弘	竹谷 恭子
井口 祥文	谷口 紀昭
石澤 春美	田村 穰
大島 いずみ	戸田 了達
緒方 君子	富田 杏二
加藤 眞一	永井 健太
北村 嘉男	斐 碩喜
木暮 徹	本間 孝嗣
小嶋 良子	松岡 直子
済藤 哲仁	真野 信裕
佐藤 英雄	横田 胤篤
新藤 絹代	

代表 副代表 会計

調整会議役員は検討会議の役員を兼務

たたき台起草委員会 13名

石澤 春美	長谷川 玲子
大島 いずみ	本間 孝嗣
佐藤 英雄	松浦 敦子
鈴木 啓之	松岡 直子
谷口 紀昭	真野 信裕
土井 雅之	横田 胤篤
富田 杏二	

座長

情報発信企画ワーキングチーム 9名

上原 勝直	塚越 泰郎
木暮 徹	中村 浩子
佐藤 英雄	新田 久雄
四家 智	平田 稔
谷口 紀昭	

学習会企画ワーキングチーム 41名

委員名簿は省略

編集長 情報紙編集 ホームページ作成

概要版企画会議

8名

井口 祥文	佐藤 英雄
大島 いずみ	本間 孝嗣
加藤 真一	松岡 直子
済藤 哲仁	横田 胤篤

座長

事務局

練馬区環境清掃部環境保全課	課長	佐々木克己(～2003年5月)
	課長	荷田幸雄(2003年6月～)
		小林直幸
		川上喜一郎
		関口一成
		鈴木智恵(～2004年3月)
		高林由浩(2004年4月～)
		足定克朗
		伊藤光枝(～2003年3月)
		福本正(2003年4月～)
		～2004年3月)
		齊藤博(2004年4月～)
		澁谷一聡
		浅場剛志
(株)ダイナックス都市環境研究所		小淵雅美(～2004年3月)
		山本秀海(2004年4月～)
		西宮幸一(～2004年3月)
		佐藤健明(～2004年3月)
		山野下仁文(2003年4月～)
		～2004年3月)

3 練馬区民環境行動方針検討会議規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この組織は、練馬区民環境行動方針検討会議(以下「検討会議」という。)といい、(仮称)区民環境行動方針を検討し、原案を作成する。この規約は、検討を円滑にすすめるため、検討会議の運営について定める。

第2章 検討委員

(構成)

第2条 検討会議は、つぎの検討委員により構成される。

- (1) 検討会議の目的に賛同する者
- (2) その他、検討会議の了承を得た者

(登録)

第3条 検討委員は、練馬区民環境行動方針検討会議委員名簿に登録する。

(検討委員資格の喪失)

第4条 検討委員は、つぎの場合に検討委員の資格を喪失する。資格を喪失したときは練馬区民環境行動方針検討会議委員名簿から削除して登録を抹消する。

- (1) 検討委員を辞退したとき
- (2) 検討委員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき

第3章 会議

(種別)

第5条 検討会議には、つぎの会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 分科会
- (3) 調整会議

2 検討会議は前項の会議のほか、必要に応じてワーキングチームを設置する。

(会議の記録)

第6条 会議を開催するときは、各会議の責任で記録を作成する。

(全体会)

第7条 全体会は、検討会議の運営方針について検討し、(仮称)区民環境行動方針の原案を決定する。

2 全体会は、検討委員全員により構成する。

3 全体会は調整会議代表が召集する。

(分科会)

第8条 分科会は、(仮称)区民環境行動方針の原案を作成するため、担当する分野に関する検討を行う。検討委員は、委員自身が決定した1つの分科会に所属する。

2 分科会には、当該分科会の運営を協議し、また他分科会との調整を図るため、所属する検討委員の互選により、5名以内の世話人を置く。

3 検討会議には、つぎの分科会を置く。

- (1) ごみ資源分科会
- (2) エネルギー分科会
- (3) 自然環境分科会

(4) まち環境分科会

(5) 有害物質分科会

4 分科会は世話人が招集する。

(調整会議)

第9条 調整会議は、各分科会の世話人を委員として構成し、つぎの職務を行う。

(1) 各分科会の進捗状況を把握し、分科会間の意見を調整して検討会議全体の意見にまとめる。

(2) (仮称)区民環境行動方針のたたき台を起草し、区民に公開し、区民の意見を集約する。

(3) (仮称)区民環境行動方針原案の作成を目的とする学習会を、練馬区からの委託を受けて企画し実施する。学習会は検討委員だけでなく、一般区民にも公開する。

(4) 全体会を企画し運営する。

2 調整会議にはつぎの役員を置く。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 3名

(3) 会計 1名

(4) 監査 1名

3 役員は、調整会議委員の互選とする。

4 代表は、調整会議を主宰するとともに、検討会議を代表する。

5 副代表は、代表を補佐するとともに、代表に事故あるときまたは代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

6 会計は会計を統括する。

7 監査は会計を監査する。

(ワーキングチーム)

第10条 検討会議に設置するワーキングチームは、つぎのとおりとする。

(1) 情報発信企画ワーキングチーム

2 情報発信企画ワーキングチームは、検討会議情報紙の企画編集等、検討会議の情報の発信について検討する。

3 ワーキングチームのメンバーは全体会で選出する。

第4章 事務局

(事務局の設置)

第11条 検討会議は、検討会議の事務を処理するため、練馬区環境保全課内に事務局を設置する。

第5章 補則

第12条 この規約の改正は調整会議で検討し、全体会に諮るものとする。

第13条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は調整会議で定める。